

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和4年11月1日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件名

PC稼働遮断システム構築業務

2 委託内容

PC稼働遮断システム構築業務 一式

3 委託期間

契約日から令和5年3月31日まで

4 履行場所

奈良市登大路町30番地 奈良県総務部行政・人材マネジメント課ほか

5 入札方法

- (1) 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」といいます。）を利用して行います（「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」<https://www.pref.nara.jp/26215.htm>）。
- (2) 郵便入札の可否 否
- (3) その他詳細は、入札説明書によります。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(6)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q2「電算業務」の①「システム開発」に登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (4) 過去5年間で同種のシステム開発及び導入実績があること。
- (5) 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。
- (6) この公告に示した調達役務を確実に履行し得る者であること。

第3 入札手続等

- 1 入札手続等に関する問合せ先並びに契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 総務部 行政・人材マネジメント課 働き方改革推進・人材確保係（県庁主棟5階）

電話番号 0742-27-2052（ダイヤルイン）

- 2 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 交付方法

ア 1に示す場所における交付

イ 奈良県総務部デジタル戦略課のホームページからのダウンロード

<http://www.pref.nara.jp/10452.htm>

ウ 奈良県会計局総務課の奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイトからのダウンロード

<https://www.pref.nara.jp/26215.htm>

- (2) 交付期間

令和4年11月1日から令和4年11月28日まで（(1)のアに示す方法による場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）とします。ただし、令和4年11月28日については、正午までとします。

- 3 競争入札参加資格確認審査

この調達の入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、第2に示す要件を満たしていることについての確認を受ける必要があります。

(1) 提出期限

令和4年11月15日（火）午後4時（期限までに到着したもののみ有効とします。）

(2) 提出場所

第3の1に同じ。

(3) 提出方法

競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書に定める提出書類を電子入札システムにより提出してください。データ容量等の関係で、入札説明書に定める提出書類のシステムによる提出が難しい場合には、郵便又は持参により提出してください。

(4) 作成及び提出に係る費用

申請者の負担とします。

4 入札の手續及び開札の場所等

(1) 入札の手續

電子入札システムにより、入札書に必要事項を入力し、競争入札参加資格確認審査結果通知を受けた日から令和4年11月28日（月）正午までの間に電子入札システムのサーバへ入札書が到着するように送付しなければなりません。

なお、電子入札システムの利用可能時間は、月曜日から金曜日まで（奈良県の休日を守る条例（平成元年3月奈良県条例第32号）に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後8時までです。

また、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合等は、再度入札（2回目）を行う場合があります。再度入札（2回目）に係る入札書の提出は、再見積通知書の発行時から、令和4年11月28日（月）午後3時までです。

詳細については、入札説明書によります。

(2) 開札の場所

奈良県 総務部 行政・人材マネジメント課（県庁主棟5階）

(3) 開札の日時

令和4年11月28日（月）午後1時

5 入札執行回数

入札執行回数は、2回を限度とします。初度入札（1回目）において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合等の再度入札（2回目）は、令和4年11月28日（月）午後4時から開札を行います。

詳細については、入札説明書によります。

第4 落札者の決定方法等

- 1 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合等は再度入札（2回目）を行う場合があります。

詳細については、入札説明書によります。

- 2 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちにくじで決定します。
- 3 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、その者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。

第5 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

- 2 入札保証金

要します。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。）第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

- 3 契約保証金

要します。ただし、契約規則第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

- 4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 契約規則第7条に該当する入札
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」といいます。）等を不正に使用して行った入札
- (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札
- (5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- (6) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札

5 契約書作成の要否

要します。

6 手続における交渉の有無

有（第3の3で示す入札参加資格申請の手続が必要です。）

7 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

8 契約の解除

契約締結後、契約者について7の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、7の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

9 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。